

介護保険事業者指定更新の手引き

令和 7 年 10 月

高齢者介護課

目 次

I 介護サービス事業者の指定の更新について

- 1 指定更新制の概要
- 2 指定更新制の対象・非対象事業者及び指定権者について
 - (1) 対象事業者及び指定権者
 - (2) 非対象サービス（みなし指定適用）
- 3 沖縄県指定の更新を受けようとする事業者に係る要件
 - (1) 全事業者共通要件
 - (2) サービス毎の欠格事由根拠規定

II 指定更新申請の手続き

- 1 指定更新手続きの流れ
 - (1) 指定有効期限の確認＜事業所＞
 - (2) 指定更新申請書類の作成＜事業所＞
 - (3) 申請書類の提出＜事業所＞
 - (4) 申請書類の審査＜沖縄県＞
 - (5) 指定の更新通知＜沖縄県＞
- 2 手数料の納付
- 3 その他
 - (1) 申請書類提出後の変更、廃止、休止の取扱い
 - (2) 指定有効期間満了後の申請に対する処分の取扱い
 - (3) 休止中の事業所の取扱い

I 介護サービス事業者の指定の更新について

1 指定更新制の概要

平成18年4月に介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）が改正され、定期的に指定事業者の基準適合状況を確認するため、指定の効力に6年間の期限が設けられました。これにより指定事業者は、指定日（又は前回更新日）から6年を経過する際に指定の更新を受けなければ、有効期間満了によって指定の効力を失うこととなります。

※介護老人保健施設及び介護医療院については、「指定」を「許可」と読み替える。以下同様とする。

2 指定更新制の対象・非対象事業者及び指定権者について

(1) 対象事業者及び指定権者

以下の表に掲げる事業者が指定更新制の対象となり、実施するサービスにより指定権者が異なります（一部のサービスは実施主体により非対象サービスになります。次号参照）。

その中で、沖縄県において指定更新手続きを行うのは、ア～オのサービスとなります。なお、ア～オのうち、事業所所在地が那覇市に所在する事業者は那覇市において手続きを行うこととなります。

区分	沖縄県（又は那覇市）が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス
介護 給付	ア 指定居宅サービス事業者 イ 指定介護老人福祉施設サービス事業者 ウ 介護老人保健施設サービス事業者 エ 介護医療院サービス事業者	カ 指定居宅介護支援事業者 キ 指定地域密着型サービス事業者
予防 給付	オ 指定介護予防サービス事業者	ク 指定地域密着型介護予防サービス事業者 ケ 指定介護予防支援事業者 コ 介護予防・日常生活支援総合事業

(2) 非対象サービス（みなし指定適用）

以下の表に掲げるサービス等について、保険医療機関等が行う場合で「みなし指定」が適用される事業所は指定更新申請の手続きは必要ありません。

※「保険医療機関等」が行うサービスでも、介護保険事業の指定を受けている場合は、指定更新申請の手続きが必要です。

	保険医療機関（病院、診療所）	保険薬局	介護老人保健施設併設	介護医療院併設
①訪問看護	○			
②介護予防訪問看護	○			
③訪問リハビリテーション	○			
④介護予防訪問リハビリテーション	○			
⑤居宅療養管理指導	○	○		
⑥介護予防居宅療養管理指導	○	○		
⑦通所リハビリテーション	○		○	○
⑧介護予防通所リハビリテーション	○		○	○
⑨短期入所療養介護			○	○
⑩介護予防短期入所療養介護			○	○

3 沖縄県指定の更新を受けようとする事業者に係る要件

(1) 全事業者共通要件

ア 申請者が法人格を有していること。（病院・診療所においては非該当）

イ 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、沖縄県条例及び同施行規則で定める基準を満たしていること。

ウ 申請者が、当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な事業運営をすることができること。

エ 申請者、法人の役員等及び申請に係る事業所の管理者が法に定める欠格事由に該当しない者であること。

(2) サービス毎の欠格事由根拠規定

ア 指定居宅サービス事業者

法第70条第2項

イ 指定介護予防サービス事業者

法第115条の2第2項

ウ 指定介護老人福祉施設サービス事業者

法第86条第2項

エ 介護老人保健施設サービス事業者

法第94条第3項

オ 介護医療院サービス事業者

法第107条第3項

Ⅱ 指定更新申請の手続き

1 指定更新手続きの流れ

(1) 指定有効期限の確認＜事業所＞

各事業所において、指定（更新）通知書や、県ホームページにおいて、指定有効期限の確認を行ってください。

※県ホームページに、毎年、当該年度の4月～翌年6月までの指定更新対象事業所を掲載いたします。

(2) 指定更新申請書類の作成＜事業所＞

ア 更新申請に必要な書類を確認のうえ、必ず事業所毎、サービス種毎に作成してください。また、一つの事業所が複数のサービスを提供する場合でも、申請書類をそれぞれ作成し、提出してください。

イ 提出する書類については、下の「申請に必要となる書類」をご覧ください。

ウ 作成にあたっては、指定基準に合致しているか沖縄県条例、同施行規則及び解釈通知を再確認ください。

エ 提出前に、各提出書類の添付書類等や記載すべき事項の漏れがないか、必ず確認をして下さい。

オ 県への届出事項に変更がある場合は、更新手続きの前に変更届も提出して下さい。

〔申請に必要となる書類〕

①「指定（許可）更新申請書」（第10号様式）

②「付表」（指定（許可）に係る記載事項）（サービス毎に別様式）

③「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（申請月の4週間分とし、職種の兼務がある場合にはそれぞれの時間数も明確にすること。）

④「資格証等の写し」（資格が必要な職種のみ。）

「従業者の雇用が確認できる資料の写し」（雇用契約書又は労働条件通知書）

⑤「誓約書」※サービス類型毎に様式が異なります。

⑥「介護支援専門員確認表」（特定施設入居者生活介護及び介護保険施設サービスのみのみ。）

⑦「業務管理体制に係る届出書の写し」

⑧「沖縄県収入証紙」（所定様式に貼付すること。）

手数料の納付については、次項「2 手数料の納付」にて確認して下さい。

⑨「申請書類確認リスト」

⑩「事業所の平面図」参考様式3（設計平面図でも可）

⑪その他必要と認められる書類

上記の①から⑪までの提出書類以外に県が必要と認める書類がある場合には、別途個別に追加書類の提出を求めています。

なお、必要となる様式類については、県ホームページに電子ファイルを掲載しておりますので、御利用ください。

(3) 申請書類の提出＜事業所＞

ア 上記(2)で作成した書類を、指定有効期限の1ヶ月前までに、所管の県機関（本庁、福祉事務所）へ郵送又は持参により書類を提出してください。

ただし、令和8年3月末に指定有効期限が到来する場合には、令和8年1月30日（金）までに書類を提出してください。

イ 提出先については、普段、変更届出等を提出している受付窓口（「申請書類提出先」参照）に郵送又は持参により提出してください。

ウ 郵送により提出する際は、郵送途中の紛失への対応のため、簡易書留により郵送して下さい。

エ 持参による提出の場合は、必ず窓口において、事業所控え（写し）に受領印を押印してもらうようにして下さい。

オ 申請書類については、必ず事業所控え（写し）を保管しておいて下さい。

カ 提出前に、各提出書類の添付書類等や記載すべき事項の漏れがないか、必ず再確認をして下さい。

＜申請書類提出先＞

所管事業所	窓 口
介護保険施設、特定施設入居者生活介護事業所、短期入所生活介護事業所及びその併設介護保険事業所（同一敷地内介護保険事業所を含む）	沖縄県保健医療介護部 高齢者介護課 指導班 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 TEL 098-866-2214
名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村に所在する居宅サービス事業所	沖縄県生活福祉部 北部福祉事務所 地域福祉班 〒905-0017 沖縄県名護市大中2丁目13番1号 TEL 0980-52-0051
宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村に所在する居宅サービス事業所	沖縄県生活福祉部 中部福祉事務所 地域福祉班 〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1丁目6番28号 TEL 098-989-6603
浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町に所在する居宅サービス事業所	沖縄県生活福祉部 南部福祉事務所 地域福祉班 〒901-1104 沖縄県島尻郡南風原町宮平212番 TEL 098-889-6364
宮古島市、多良間村に所在する居宅サービス事業所	沖縄県生活福祉部 宮古福祉事務所 福祉班 〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里1125番 TEL 0980-72-3771

石垣市、竹富町、与那国町に所在する 居宅サービス事業所	沖縄県生活福祉部 八重山福祉事務所 福祉班 〒907-0002 沖縄県石垣市真栄里438番 1 TEL 0980-82-2330
--------------------------------	--

(4) 申請書類の審査＜沖縄県＞

審査の過程で必要と認められる書類の追加提出をお願いすることや書類の内容等に関する疑義照会をする場合があります。また、必要に応じて現地調査を行うこともあります。

(5) 指定の更新通知＜沖縄県＞

書類審査等により指定の更新に係る要件を充足していると判断された事業所に対しては、有効期間満了日までに更新通知書を送付します。

2 手数料の納付

- (1) 指定更新にあたっては、沖縄県の条例に基づき、手数料を納付して頂くことになります。また、手数料の額は下記のとおりサービス種毎に異なります。
- (2) 手数料は、別に定める貼付様式に沖縄県収入証紙を貼付し、申請書類に添えて納付してください。（「沖縄県収入証紙」は、「収入印紙」とは異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）
- (3) 手数料は、申請に係る審査事務のための手数料となっており、審査の結果、更新が認められない場合においても手数料は返還されませんので、御了知おきください。

手数料（収入証紙）の金額

（単位：円）

介護保険サービスの種類	申請の区分と金額		
	新規指定	指定更新	変更許可
指定居宅サービス事業者	20,000	9,000	—
指定介護老人福祉施設	41,000	17,000	—
介護老人保健施設	63,000	17,000	33,000
介護医療院	63,000	17,000	33,000
指定介護予防サービス事業者	5,000	3,000	—

※沖縄県収入証紙は、銀行等の金融機関において取り扱っておりますが、それ以外の販売所については、沖縄県出納事務局会計課ホームページにおいて公開しております。

3 その他

(1) 申請書類提出後の変更、廃止、休止の取扱い

ア 申請書類の提出後に変更事項があった場合は、申請書類のうち該当する書類の差し替えを行うとともに、通常どおり変更届出を行ってください。

イ 申請書類の提出後に事業所を廃止又は休止する場合には、所管の県機関に連絡の上、申請書類の取り下げ書（任意様式）を提出するとともに、廃止又は休止するための手続きを行って下さい。

なお、この場合においても手数料については、返還できませんので御了知おきください。

(2) 指定有効期間満了後の申請に対する処分の取扱い

事業者が指定の更新の申請をした場合において、指定の有効期間の満了日までに、当該申請に対する処分がされないときは、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでは、従前の指定が有効となります。

(3) 休止中の事業所の取扱い

休止中の事業所については、人員及び設備に関する基準を満たしていないため、指定の更新は認められず、指定の有効期間満了日をもって指定の効力を失うこととなりますので、事業再開の予定がない事業所においては速やかに廃止の届け出を行ってください。

ただし、指定の有効期間満了日までに事業再開の手続きがなされ、基準を満たしていると判断された場合には、指定の更新が認められます。

なお、指定の有効期間満了日までに再開の手続きがなされなかった場合には、指定の効力を失っているため、新規に指定申請を行っていただくこととなります。